

国、県の「市町村合併支援プラン」の活用

合併市町村が合併後のまちづくりを効果的に推進するためには、国又は県の「市町村合併支援プラン」に掲げられた支援策を有効に活用することが重要です。

そこで、そうした支援策を活用するうえでの留意事項等を市町村建設計画の策定手順に沿って整理すると次のようになります。

1 必要な事業のアイデア出し

合併協議の中で、合併が必要とされている背景や、合併を契機として目指す目標等に関して、衆知を集めて十分な検討を行い、目的に向かって当面取り組む事業を取りまとめていくこととなります。

その際には、合併関係市町村の総合計画や既存事業を寄せ集めたような総花的なものではなく、その地域にとって真に必要な取組みを住民アンケートやワークショップ等により把握し、地域住民とも十分に意見を交わして、効果的な事業を検討する必要があります。

市町村建設計画に盛り込む事業の検討にあたっては、市町村だけではなく、県土全体の視点から地域を見ることが出来る地域振興局と連携した取組みが効果的で、地域振興局では、さらに県本庁と連携して、合併協議会（合併関係市町村等）が要望される事業の実施の可能性等に関する相談等に応じることとなります。その際、県としても主体的に当該地域や合併市町村において今後、必要と思われる事業について積極的な提案ができる体制を整えることが重要と考えています。

2 市町村合併支援プランに掲げる支援策の活用

県では、平成14年7月4日に策定した熊本縣市町村合併支援プラン（以下「県の支援プラン」という。）において、合併重点支援地域に指定した市町村及び平成17年3月31日までに合併した市町村に対しては、国の市町村合併支援プラン（平成13年8月30日（政府）市町村合併支援本部決定。平成14年8月30日改定。以下「国の支援プラン」という。）の積極的な活用を図るとともに、県独自の支援策により市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援することとしています。

合併協議会が、市町村建設計画に掲載する事業を検討するに際しては、国庫補助事業であれば国の支援プランに掲げられた関係省庁の連携による支援策（１）に、県事業であれば、県の支援プランに基づく「支援事業リスト」（２）に掲載された事業に該当するか、どうかをまず確認しておく必要があります。

次に、国や県の支援プランに掲載された事業の活用を検討する場合は、地元地域振興局を通じて、県として対応可能な事業であるのか、県の根幹事業として市町村建設計画に掲載することが可能な事業かどうかを見極める必要があります。

また、国や県の支援プランに掲載されていない場合であっても、合併後のまちづくりに真に必要な国や県の事業等がある場合は、地域振興局を通じて、県として個別に支援が可能な事業であるのかを確認してください。

- 1 「国の支援プラン」では、関係省庁の連携による支援策として75の支援策、その他、地方行財政上の支援策として24の支援策が示されています。
- 2 「県の支援プラン」に基づく支援事業リストには、39事業を示していますが、これらの事業は、合併市町村等の要望を踏まえ、優先採択又は重点投資に向けて随時検討することができる事業として整理したものです。
ただし、この支援事業リストに掲げる事業に関して具体的な相談を受けても、当該年度に予算枠等のない事業にあっては、随時、支援することが難しいことから、基本的には毎年度、予算編成の時期までに各地域振興局が合併市町村の要望等を把握しながら、支援可否の判断を行いますので早め早めにご要望いただくことが重要です。
また、国の支援プランや県の支援事業リストに掲げられていない事業であっても、地域の実情に応じ、必要な事業については、県としても支援を検討しますので、地域振興局に対して個別に相談してください。

3 合併後のまちづくりのための事業の施策毎の分類

上記 1 で整理した事業を具体化するに当たっては、国庫補助事業が活用できるのか、県の事業が活用できるのか、あるいは新市町村の単独事業として実施するのか等を事業主体ごとに整理する必要があります。

また、事業の実施可能性について判断していく上からも、継続事業であるか、国、県あるいは各合併関係市町村の各種計画に計上された事業で

あるか等を踏まえ、事業の実施時期について整理する必要があります。

例えば、短期（継続事業や合併に伴って緊急に(合併後2～3年程度)実施しなければならない事業等）、中期（各種計画には計上されており、予算措置次第となっている事業、合併特例債等を活用し建設計画期間内に(合併後10年程度)実施すべき事業、合併後のまちづくりのために実施する事業等）、長期（今回の建設計画策定に際し、新たに提案された事業で各種計画には掲載されていない事業、予算規模が大きく現在構想段階の事業等）といった分類が考えられます。

以上の点を踏まえ、合併後のまちづくりに必要と思われる各事業を次のような「施策毎の主要事業分類表」に整理して考えると実施主体と実施時期が明確になり、国、県への照会や働きかけの内容などについても類型化することができます。

「施策毎の主要事業分類表」

●施策の分類				
(1) 現状				
(2) 課題				
(3) 将来の姿				
(4) 取組方針				
①合併による期待				
②主な取り組み				
③当面の対応				
実施主体	直轄 補助 単独の別	事業期間		
		短期 (合併後2～3年)	中期 (合併後～10年)	長期 (合併後10年～)
国	国直轄事業			
県	国庫補助事業			
	県単独事業			
市町村	国庫補助事業			
	県補助事業			
	市町村単独事業			
NPO、コミュニティ等	国庫補助事業			
	県補助事業			
	市町村単独事業			

表内には主要事業と事業費等を挿入。

整理する中で、既に実施中の事業（継続事業）については、他の事業と区分しておいた方が良いでしょう。

4 事業の実施可能性の検証

継続事業や短期的な事業については、合併に伴う優先順位の見直しや事業の前倒しについて検討し、国、県の事業については、市町村建設計画に掲げるとともに、毎年度の予算要望時に必要となる要望を行うことが必要です。

既に市町村の振興計画等に計上されている事業であっても合併後のまちづくりにおける必要性や合併特例債の活用如何、さらには、事業の実施可能性等について十分な検証を行っておくことが必要です。特に県事業については、合併推進債の活用等も含めて、予め地域振興局と事業の実施可能性等について十分協議いただくことが必要です。

構想等も含めて長期的に考えるべき事業にあっては、道路整備5ヶ年計画等、予め5～10年間を見越した計画を策定し、こうした基本計画に基づき、毎年度の予算に計上して実施する事業等が考えられることから、事業の実施可能性や進め方等を十分考慮する必要があります。

5 市町村建設計画への掲載と県知事協議

合併後のまちづくりを実現するための各種事業については、国、県の支援プランに基づく事業についても、合併特例債をはじめ、合併特例法の優遇措置を受けるには、市町村建設計画の中に盛り込んでおく必要があります。

市町村建設計画を策定する法定協議会の段階では、合併後のまちづくりを実現するための具体的な事業について、事業内容を詳細に決定することは困難であり、また予算の確保や事業箇所の決定及び各事業間の優先順位の判断等不確定な部分が多いことから、継続事業や重点事業を除き、具体的な事業内容については合併市町村において検討することとし、市町村建設計画ではその大枠を定めるものとしている事例がほとんどです。

また、建設計画への記載にあたっては、3で整理した「施策毎の主要事業分類表」に基づき、事業主体や事業の実施時期、さらには、事業の実施可能性を踏まえて、表現を検討しておく必要があります。

市町村建設計画の策定に当たっては、県知事との協議が必要となりますので、その協議を円滑に進めるためには、国、県の支援プランを活用した事業についても、あらかじめ地域振興局と十分な協議を行っていただく必要があります。

6 合併後における事業化

市町村建設計画では、合併後のまちづくりを進めるための事業の大綱を示していますので、そうした事業を具体化するためには、建設計画期間内において具体的な実施計画を作成することが必要になってくると考えられます。実施計画の策定に当たっては、建設計画に掲げられた事業について、緊急性や必要性について十分判断し、優先順位を定め、財政計画も踏まえながら具体的な事業内容や実施時期について決定していくこととなります。

具体的な事業実施につきましては、毎年度の予算の中に盛り込んでいくこととなります。国や県の支援プランに掲げられた事業については、合併後のまちづくりのために優先的、重点的に実施することとされていますが、あくまで既存の予算の中で実施されることから、国、県の予算編成に向けて、時機を逸することなく要望することが重要であり、地域振興局を窓口に早め早めに対応していく必要があります。